高齢者介護施設における 雇入れ時の安全衛生教育マニュアル



平成 29 年 3 月中央労働災害防止協会

はじめに

わが国の全産業における労働災害の死傷者数は年々減少傾向にありますが、社会福祉施設における労働災害の死傷者数(休業4日以上)は年々増加しています。その社会福祉施設において多発している労働災害は、「腰痛」と「転倒」です。この2つの労働災害だけで、全体の約6割を占めています。特に、高齢者介護施設では、介護労働者の「腰痛」や「転倒」災害が多発しています。今後さらに高齢者数が増え、それに伴って介護労働者数が増えると、「腰痛」や「転倒」による労働災害はさらに増えるものと思われます。また、社会福祉施設の労働災害による死傷者数のうち、経験年数が3年未満の者は全体の約半数を占めています。

このような「腰痛」や「転倒」による労働災害が多発している背景の一つとして、施設では利用者の安全や健康については十分配慮されてきましたが、介護労働者の安全や健康については二の次になっていることが多々あることがあげられます。また、安全衛生教育の内容や施設としてのサポート体制が十分に整っていないこともあります。さらに、介護労働者の安全や健康を確保するために最も重要な新規採用直後の雇入れ時の安全衛生教育については、法令で義務付けられているにもかかわらず、約半数の事業所においてのみしか実施されていません。実施している事業所においても、新規採用研修の中でまとまった時間を確保して実施しているところはほとんど見られません。

このようなことから、本委員会では、高齢者介護施設における介護労働者の雇入れ時の安全衛生教育のためのマニュアルを作成しました。本マニュアルでは、雇入れ時の安全衛生教育の講師となる方に身に付けていただきたい内容として、労働災害が多発している「腰痛」と「転倒」に加え、精神的ストレスや交代勤務による体調不良、感染症、熱中症、交通事故を取り上げて解説を行うとともに、雇入れ時の安全衛生教育の際に対象労働者に配布する教材を添付しております。

本マニュアルを活用することにより、新しく高齢者介護施設に採用された介護労働者が、自分たちの身体を守ることがより良い介護につながることを認識し、自身の安全と健康を守る意識と術を持てるように、施設管理者の皆さんは雇入れ時の安全衛生教育を実践していただければと思います。また、それが高齢者介護施設における労働災害の削減につながっていくものと信じています。

以上のような考え方に基づいて本マニュアルを作成いたしましたので、雇入れ時の安全 衛生教育に役立てていただくとともに、介護労働者の安全衛生教育の大切さを再認識して いただく機会となれば幸いです。

平成 29 年 3 月

高齢者介護施設における安全衛生教育資料作成委員会

は	じめに	1
1	経験の浅い介護労働者の労働災害の増加	4
	(1) 労働災害による死傷者数	4
	(2) 社会福祉施設で最も多い災害	5
	(3) 労災保険給付の請求件数及び支給決定件数	6
	(4) 介護施設での交代勤務	7
2	介護労働者の安全が利用者の安全に	8
	(1) 介護労働者の安全や健康を二の次にしない	8
	(2) 事業者の安全衛生責任と安全配慮義務	8
	(3) 安全衛生管理の進め方	9
	(4) 雇入れ時の安全衛生教育の実施	10
3	雇入れ時の安全衛生教育の具体的内容	13
	(1)腰痛	13
	① 移乗介助	13
	② 座り直し・ベッド上での移動	16
	③ 入浴介助	17
	④ トイレ介助	19
	⑤ おむつ交換	20
	⑥ 食事介助	21
	(2) 転倒	23
	① 介助に伴った転倒	23
	ア 立ち上がり介助・起き上がり介助	23
	イ 歩行介助	24
	ウ 移乗介助	25
	エ トイレ介助	26
	オ 入浴介助	27
	② 介助に伴わない転倒	28
	ア 階段、段差、廊下、スロープ	28
	イ 居室、スタッフルームなど	30
	ウ 浴室、着脱衣室	31
	エ 屋外	32
	オ 駐車場	33
	カ 自転車やバイクでの移動時	34
	(3) メンタルヘルス	35

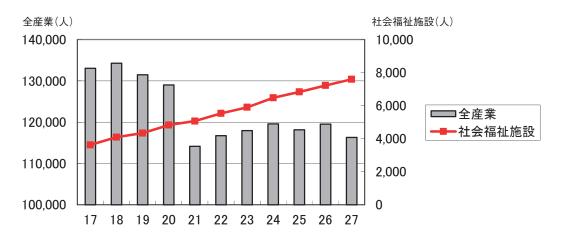
	(4) 交代勤務	36
	(5) 感染症	37
	(6) 熱中症	38
	(7) 交通事故	39
4	労働災害防止の基本的な対策	42
	(1) 4 S活動	42
	(2) 危険の見える化	42
	(3) ヒヤリ・ハット活動	45
	(4) リスクアセスメント	47
	(5) 危険予知活動 (KY活動) ······	49
	(6) 健康診断	49
	(7) 災害時などの緊急事態対応	50
5	高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット	53
6	雇入れ時の安全衛生教育を行うに当たっての参考資料	65
	(1) 関係法令	65
	(2)「職場における腰痛予防対策指針」のリーフレット(厚生労働省)	67
	(3)「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」のリーフレット(厚生労働省)	71
	(4)「STOP!転倒災害プロジェクト」のリーフレット(厚生労働省)	77
7	調査研究の概要	81
	(1) 目的	81
	(2) 委員会の設置及び調査研究活動	81
	(3) 調査研究事務局	83
8	参考文献	84

1 経験の浅い介護労働者の労働災害の増加

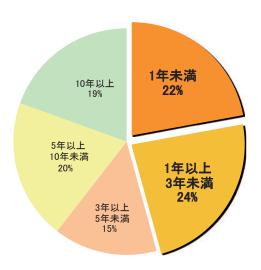
(1) 労働災害による死傷者数

労働災害による死傷者数 (休業4日以上) は、全産業で見ると減ってきましたが、 社会福祉施設での死傷者数は年々増え続けています。

この社会福祉施設の死傷者数のうち、経験年数3年未満の者が全体の約半数を占めています。



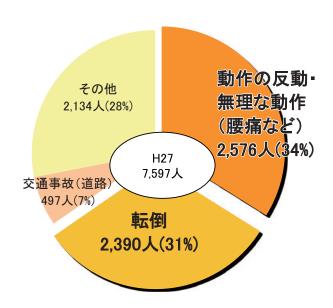
休業4日以上の労働災害死傷者数(厚生労働省)



社会福祉施設における経験年数別の休業4日以上の労働災害発生状況 (平成27年 厚生労働省)

(2) 社会福祉施設で最も多い災害

社会福祉施設での労働災害で最も多いのが「腰痛」につながる「動作の反動・無理な動作」で、次が「転倒」です。この2つで労働災害全体のほぼ6割を占めています。 そのほか、社会福祉施設では、利用者の送迎などの車の運転業務や、車通勤などでの交通事故も決して少なくありません。



社会福祉施設での休業4日以上の死傷者数の内訳 (平成27年 厚生労働省)

<労働災害の具体例>

腰痛



【移乗介助】

ベッドから車椅子への介助 で、ベッドに座っている利用者 を前屈みになって両脇を抱え、 立たせようとしたところ、腰に 痛みが生じた。



【座り直し】

車椅子に座っている利用者 の座り直しをするため、利用 者の脇に手を入れ、引き上げ ようとしたところ、腰に痛み が生じた。



【立ち上がり介助】

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。

転 倒



【移乗介助】

車椅子からベッドへの介助で、利用者の両脇を抱えて体を引き上げようとしたところ、支えきれず利用者とともに転倒した。



【歩行介助】

歩行介助の時、利用者がバランスを崩し、一緒に転倒した。



【着脱衣室】

着脱衣室で、脱衣カゴを持って急いで歩いていたところ、床のマットがすべって転倒した。

(3) 労災保険給付の請求件数及び支給決定件数

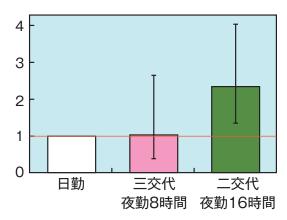
仕事による強いストレスなどが原因で精神障害を発症したとして、労災保険給付の 請求が行われた件数、支給決定の件数が上位の業種として、社会保険・社会福祉・介 護事業があがっています。

	請求件数		支給決定件数		
	業種	件数	業種	件数	
1	社会保険・社会福祉・介護事業	福祉・介護事業157道路貨物運送業96社会保険・社会福祉・介護事業69医療業58その他の小売業		36	
2	医療業			24	
3	道路貨物運送業			23	
4	情報サービス業			21	
5	総合工事業	54	情報サービス業	20	
	請求件数の合計	1,515	支給決定件数の合計	472	

精神障害の労災保険給付の請求・支給決定件数の多い業種(平成27年度 厚生労働省)

(4) 介護施設での交代勤務

介護施設においては、夜勤を伴う交代勤務は不可欠な勤務形態ですが、二交代では、 まとめて休日を取れるなどの利点がある一方で、8時間以上の長時間の夜勤を行うこ とになることから、二交代で働く介護労働者は、日勤や三交代で働く者に比べて、寝 つきが悪いなどの不眠を訴える者が多く見られるとの調査結果もあります。



介護労働者の不眠の起こりやすさ

※ 日勤群を基準(1)とした時のオッズ比(二交代で働く介護労働者は日 勤や三交代で働く者の2倍を超える確率で不眠になりやすい)

(出典)「介護者のための安全衛生マニュアル」(独立行政法人労働安全衛生総合研究所)

2 介護労働者の安全が利用者の安全に

(1) 介護労働者の安全や健康を二の次にしない

介護施設では、利用者の安全が優先であるという意識が強く、働く人の安全と健康 は二の次になってしまいがちです。

しかし、介護施設では労働災害が増加しており、腰痛対策などをはじめ、取り組まなければならない労働安全衛生上の課題がたくさんあります。これらの対策に取り組むことによって、働く人の安全と健康を守り、イキイキと働き続けることのできる職場を作ることで、質の高い介護サービスを提供することができ、結果的に利用者の安全にもつながります。

(2) 事業者の安全衛生責任と安全配慮義務

労働災害が発生した場合、事業者である法人には、様々な責任が発生します。

労働災害が起きると、その人を雇っている事業者が、環境の整備や事前の安全衛生教育をきちんと行っていたか、その責任が問われます。事業者の果たさなければならない責任と役割は、安全衛生の基本事項として労働安全衛生法に規定されています。これを怠ると、罰則(懲役や罰金)が科されたり (刑事上の責任)、作業停止や使用停止などの行政処分が行われる場合があります (行政上の責任)。

しかし、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは、その責任を全て果たしたことにはなりません。労働安全衛生法で定めているのは、あくまでも守るべき最低基準です。事業者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体などの安全を確保された上で、働くことができるように配慮する必要があります。これを「安全配慮義務」といい、労働契約法第5条に定められています。

具体的には、事業者は、「災害の起きる可能性」を事前に予見し、その防止対策(災害の予防)を取らなくてはなりません。この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じることがあります(民事上の責任)。

例えば、長時間労働が原因となって疾患を発症し、労働者が亡くなった場合には、 事業者は労災補償を行う義務があります (補償上の責任)。それは、労災保険から給 付が行われる限度で損害賠償を免れますが、精神的な苦痛に対する慰謝料など損害の 全てをカバーしているわけではなく、民事上の責任として、安全配慮義務違反を理由 に、損害賠償請求をされることがあります。

また、ひとたび事故が発生すると、社会からの信頼性が低下することは明らかで、 法人としての運営の基盤が危ぶまれることがあります。さらに、職場で経験を積んだ 人材の喪失は痛手であり、提供するサービスの低下につながるおそれもあります (社 会的な責任)。

刑事上の責任

労働安全衛生法違反 業務上過失致死傷罪

民事上の責任

不法行為責任や安全配慮 義務違反による損害賠償

行政上の責任

作業停止・使用停止などの行政処分

労働災害 の発生

補償上の責任

労働基準法及び労働者災 害補償保険法による補償

社会的な責任

企業の信用低下 存在基盤の喪失

労働災害が発生した場合に問われる事業者の責任

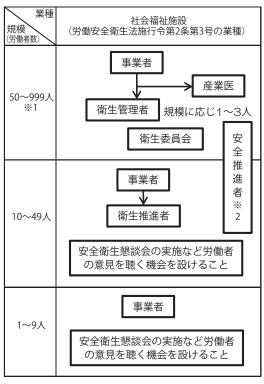
(3) 安全衛生管理の進め方

それでは、皆さんの職場においてはど のように対策を進めていけばよいので しょうか。

まず、施設内の安全衛生管理体制を整備する必要があります。理事長や施設長などのトップが労働災害防止の必要性を理解して方針を示した上で、担当部署を決め、担当者を選任します。

具体的には、労働安全衛生法などの法令に役割と責任が決められており、常時50人以上の労働者を使用する施設には、「衛生管理者」、「産業医」を選任し、調査審議機関として「衛生委員会」を設置することが義務付けられています(10人以上50人未満の事業場では「衛生推進者」を選任します。)。

また、厚生労働省では、労働者数が常時 10 人以上の施設には「安全推進者」を置くことを要請しています。

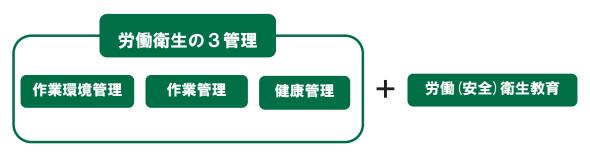


- ※1 1,000 人以上の事業場では、これらに加え総括安全衛 生管理者を選任する必要があります。
- ※2 常時10人以上の労働者を使用する事業場では、安全推進者を選任する必要があります。

施設内の安全衛生管理体制

(出典) 健康安全壁新聞(社会福祉施設編)(長野労働局)

さらに、働く人の健康を守るための「労働衛生管理」の基本となる考え方として、「労働衛生の3管理」(=「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」)があります。「作業環境管理」とは、働く職場の環境が原因となって、健康を損なうことがないように環境を整えること、「作業管理」とは、作業時間の適正化や作業方法などの改善を行うこと、「健康管理」は、健康診断とその結果に基づいた対策を行うことを言います。労働者の健康を確保するためには、この3管理を進めるとともに、労働者が正しい知識を持って理解して作業を行うために「労働(安全)衛生教育」が必要となります。



労働衛生の3管理と労働(安全)衛生教育

(4) 雇入れ時の安全衛生教育の実施

① 趣旨

労働災害は、施設・設備などの不備によって生じるほか、労働者の知識、経験の不足もその一因となることが少なくないため、労働安全衛生法においては、労働者の知識・経験の不足に基づく災害を防止するため、安全衛生教育の実施が義務付けられています。

このうち、労働者を新規採用した場合の雇入れ時の安全衛生教育については、介 護施設においては、次の内容の教育を行うことが必要とされています。

- ア 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- イ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ウ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- エ 上記ア~ウのほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

しかしながら、現実には、医療・福祉の事業において雇入れ時の安全衛生教育を 実施している事業所は約半数にすぎず、また、実施している事業所においても新規 採用研修の中で、まとまった時間を確保した上で、一定のまとまりをもった内容の 教育を実施しているところはほとんど見られません。

このため、介護施設において、介護労働者の安全や健康を確保していくためには、新規採用した直後に、確実に雇入れ時の安全衛生教育を実施することが必要です。

	Œ	正社員		正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)		派遣労働者	
	雇入∤	ι時教育	雇入れ時教育 雇入れ又		雇入れ又は	は受入れ時教育	
	実施している	実施していない	実施している	実施していない	実施している	実施していない	
医療, 福祉	56.7%	43.3%	52.4%	47.6%	36.5%	63.5%	
全産業	66.1%	33.9%	55.8%	44.2%	60.2%	39.8%	

雇入れ時の安全衛生教育を実施している事業所の割合(平成27年、厚生労働省)

② 主な対象者

高齢者介護施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、グループホーム、介護付き有料老人ホームなど)の介護労働者

③ 教材

新規採用した介護労働者に対して、「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛 生教育用パンフレット」(P53参照)を配布します。

④ 教育時期・時間など

新規採用直後に、現場に配属される前の新規採用研修の中の1コマとして、勤務時間内にまとまった教育時間(1時間程度)を確保し、雇入れ時の安全衛生教育を 実施します。

なお、現実には、新規採用研修の中の1コマとしてまとまった時間を確保することが難しい場合もありますので、そのような場合には、勤務時間管理などの労働条件全般、介護技術、感染症対策などの他の科目の中で、教育内容が関連する項目と関連付けて説明を行うことでも差し支えありません。

また、実施した教育については、計画的な人材育成を漏れなく実施する観点から、 日付、内容、講師、対象者などを記載した「教育記録」を残しておくことが望まれ ます。

5 講師

介護労働者の腰痛・転倒防止、健康管理などの労働安全衛生全般について専門的な知識・経験を持っている者の中から、各施設の実情に応じて、講師を選任します (例えば、施設長、医師、衛生管理者(推進者)、安全推進者など)。

また、雇入れ時の安全衛生教育の講師に選任された者には、本マニュアルを熟読することにより、教育内容を十分に理解した上で、分かりやすく説明することが求められます。

⑥ フォローアップ

雇入れ時の安全衛生教育の内容は、腰痛や転倒などを防ぐために介護労働者が身に付けておくことが不可欠なものであることから、現場に配属された後、介護業務を実施するに当たっては、絶えず頭においておくことが必要なものです。

また、移乗介助、座り直し・ベッド上での移動などの介護技術に関する内容については、単に知識として頭に入れておくだけではなく、何度も繰り返して練習することにより、体で覚え身に付ける必要があります。

このため、新規採用された介護労働者が、現場に配属された後も、配布された「高齢者介護施設における雇入れ時の安全衛生教育用パンフレット」(P53参照)を見返して復習を行うとともに、現場の上司・先輩職員に聞くことにより、身に付いているか、自己流の介護になっていないかなどについて再確認できるよう継続的にフォローアップしていく必要があります。

3 雇入れ時の安全衛生教育の具体的内容

介護労働者の主な労働災害としては、腰痛及び転倒があげられます。また、同僚や 利用者との関係から生じる精神的ストレスや交代勤務による体調不良なども生じてい ます。さらに、介護業務には、感染症、熱中症、交通事故などの危険も存在します。

ここでは、これらの労働災害の事例と原因、その対策についてご紹介します。

(1)腰痛

介護労働者の腰痛は、主に「人力での利用者の抱え上げ」や「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢を取ることで生じています。

腰痛の発生している介助内容は、移乗介助が最も多く、次いで入浴介助、トイレ介助、おむつ交換があげられます。また、移乗に伴う座り直しやベッド上での移動、食事介助も腰に負担のかかる作業となっています。

これらの介助の種類を問わず、全ての介助に共通する基本的な腰痛予防対策として 重要なのは、「人力での利用者の抱え上げは、原則、行わないこと」と「福祉用具を 活用すること」です。

以下においては、介助の種類ごとの具体的な腰痛対策について記載します(イラストの 左上の $[\bigcirc]$ は[よい例(推奨)]、 $[\times]$ は[悪い例(推奨しない)] を表しています)。



① 移乗介助

【腰痛の事例・原因】

利用者をベッドから車椅子、車椅子からストレッチャーなどに移乗させる場合、介護労働者は「前屈み」や「中腰」の姿勢から利用者を抱え上げ、体を「ひねって」 移乗させることがあります。また、寝ている利用者を「中腰」姿勢から両腕で抱え 上げて移乗させることもあります。

これらの動作では、介護労働者の腰部に過度の負担がかかり、腰痛を引き起こす 原因になります。一方、利用者にとっても、抱え上げられる時に体がこわばり、決 して快適な介助ではありません。

【対策】

● 「人力での抱え上げ」は行わず、利用者の残存機能を活用:

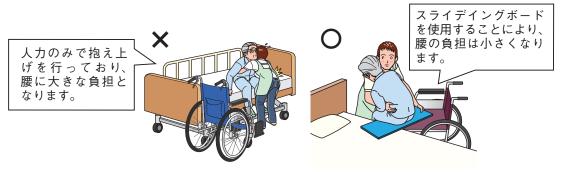
まず、移乗介助では、「人力での利用者の抱え上げ」は、原則、行わないようにし、 利用者の残存する機能を活かすことを考えます。

例えば、利用者にベッドの手すりや車椅子の肘掛けを握るなどしてもらうだけでも、 介護労働者の負担は小さくなり、また、利用者の残存機能の維持にも役立ちます。 その際、利用者には必ず、どのような動作をするのかを優しく伝えてください。

スライディングボード・スライディングシートの使用:

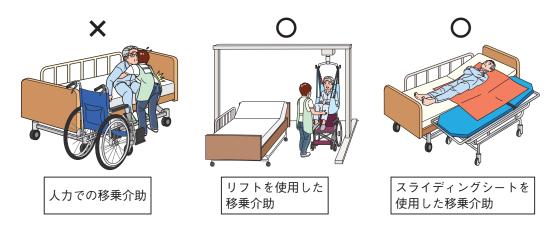
次に、利用者の状態に合った福祉用具の使用を考えます。

座位姿勢が取れるものの自力で移乗できない利用者は、力任せに抱え上げるのではなく、スライディングボードやスライディングシートを使用して水平方向に移乗させます。特に皮膚が弱い利用者には、スライディングシートの使用を検討します。また、体重が重かったり、マットレスが柔らかかったりする場合には、スライディングボードとスライディングシートを併用してみるのも一つの方法です。



● リフトの使用:

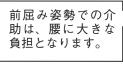
介護労働者が抱え上げなければ移乗介助できない利用者には、リフトを使用します。 その際、リフト用の吊り具(スリング)は、利用者の体格や用途に合わせて選 びます。また、ベッドとストレッチャーの高さを合わせて、スライディングシー トにより水平方向に移乗させる方法も有用です。

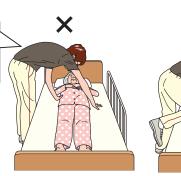


● 「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢はとらない:

「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの体に負担となる不自然な姿勢は取らないように します。これは、福祉用具を使用している時も使用していない時も同様です。

なお、どうしても、こうした姿勢を取らざるを得ない場合は、手や膝をベッドの上や床、壁、手すりなどに着いて、体を支えるようにします。以前は、利用者のベッドの上に肘や膝を着くのはタブーとされてきましたが、現在は介護労働者自身の体を守るために必要だと考えられています。







ベッド上に手や膝を 着くことにより、腰の 負担は小さくなりま す。

● 複数人で介助する:

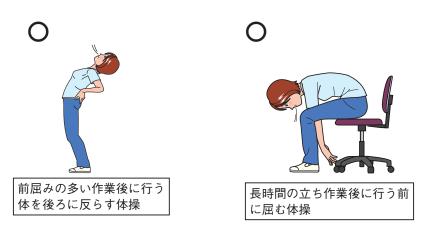
福祉用具が使用できない場合は、負担の大きな不自然な姿勢を取らないように しながら、身長差の少ない2人以上の介護労働者で介助します。

● 小休止や休息を入れる:

複数の利用者を移乗介助する場合は、連続して行うのではなく、利用者ごとに 小休止や休息を入れるようにします。

● ストレッチ体操をする:

腰の筋肉が固くなったら、ストレッチ体操をして和らげます。「前屈み」の多い作業では体を後ろに反らす体操、長時間の立ち作業では前に屈む体操などがお勧めです。これらの体操は、他の介助作業の合間に行うようにします。



② 座り直し・ベッド上での移動

【腰痛の事例・原因】

車椅子や椅子に座っている利用者を人力で座り直しさせる場合、介護労働者は「前 屈み」や「中腰」の姿勢から利用者を抱え上げることがあります。

また、ベッド上に寝ている利用者の位置を頭側などに移動させる場合は、介護労働者がベッドの横に立って抱え上げて腰を「ひねったり」、ベッドの上に立って深い「前屈み」や「中腰」姿勢で抱え上げたりすることがあります。

これらの動作は、介護労働者の腰部に過度の負担がかかり、腰痛を引き起こす原因になります。

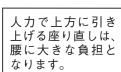
【対策】

● 座り直しは膝を押す:

まずは、座り直しの必要がないように、利用者を車椅子の座面の奥に正しく座らせるようにします。それでも座り直しが必要な場合は、利用者を上方に抱え上げるのではなく、介護労働者が前方から片側ずつ利用者の膝を押して調整します。

例えば、利用者には前傾姿勢を取ってもらい、動かす側の臀部を少し浮かせてもらいます。それに合わせて、介護労働者は動かす側の臀部を少し持ち上げて、利用者の膝に置いた手を介護労働者の膝で押して利用者の臀部を奥に押し込みます。うまく位置を調整できない場合は、必要に応じて、摩擦の少ないスライディングシートを利用者の臀部に敷いて使用します。

また、車椅子の背もたれ部分にスライディングシートを入れて、車椅子を後方 に傾けながら利用者を深く座らせる方法などもあります。







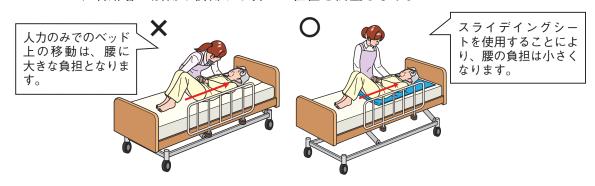
前方から片側ずつ利 用者の膝を押して臀 部を押し込むことによ り、腰の負担は小さく なります。

● ベッド上での移動はスライディングシートを使用する:

ベッド上での移動は、スライディングシートを使用します。

足に力を入れることのできる利用者を頭側に移動する場合、例えば、スライディングシートを枕の下を通して利用者の肩甲骨の下まで敷き込みます。次いで、利用者に両手をお腹の上に置いてもらい、膝を軽く曲げてもらいます。そして、利用者にお尻を浮かせて足を踏ん張るようにお願いし、介護労働者が利用者の足を押さえて膝を押して、体を頭側に滑らせて移動させます。

また、足に力を入れることのできない利用者には、スライディングシートを敷いて、利用者の頭側や横側から引いて位置を調整します。



③ 入浴介助

【腰痛の事例・原因】

入浴介助では、更衣の介助、体を洗う、浴槽に誘導する、お湯をかけるなどの場面において、「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢が生じ、腰部に過度の負担がかかります。

また、床面が滑りやすいため、バランスを崩して倒れて腰を打ったり、倒れないまでも腰に力を入れてギックリ腰になったりすることもあります。

さらに、高温多湿下での作業のため、疲労が蓄積しやすくなります。

【対策】

● 濡れてもよい服装と滑りにくい履物を使用する:

服装は濡れてもよいものとし、履物は滑りにくいものを使用します。履物の底は、 すり減ると滑りやすくなるため、必ず定期的に確認して交換するようにします。

● 不自然な姿勢はとらない:

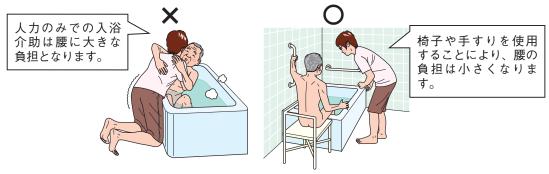
利用者の洗身や洗髪を行う際には、利用者にできるだけ近づき、腰を落とし、 膝を着いて介助します。必要に応じて、介護労働者も椅子に座って介助します。

重要なことは、できるだけ「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの体に負担となる不自然な姿勢を取らないことです。

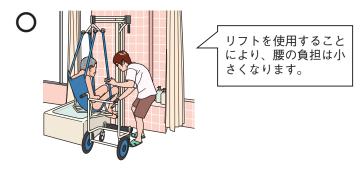
もし不自然な姿勢を取らざるを得ない場合は、壁に手を着いて体を支えたり、 その姿勢の時間を短くしたりします。



利用者にできるだけ 近づいて、椅子に座っ て、洗身・洗髪を行う ことにより、腰の負担 は小さくなります。 ● 自力での立ち上がりが可能な利用者には手すりや椅子を使用する: 自力での立ち上がりが可能な利用者には、浴槽の横に椅子を設置し、その椅子 と手すりを使用して入浴させます。その際、介護労働者は利用者に寄り添い、安 全を見守ります。



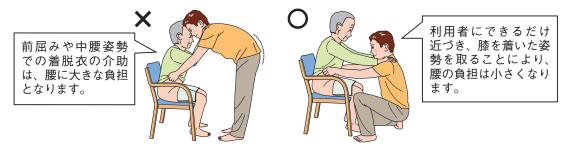
● 自力での立ち上がりができない利用者にはリフト浴または特殊浴槽の使用: 自力での立ち上がりができない利用者には、リフトや特殊浴槽を使用します。 また、入浴以外の作業、例えば、車椅子から入浴用ストレッチャーへの移乗など においても、リフトなどを使用して「人力での抱え上げ」をなくすようにします。



動線上に手すりを設置する:洗い場、浴槽、着脱衣室の動線上には、手すりを設置し、滑り防止のためのマットなどを敷くようにします。

● 着脱衣時には不自然な姿勢を取らない:

ベッドやストレッチャーを使用して利用者の着脱衣を行う場合は、介護労働者が腰を曲げなくてすむ高さに調節します。椅子を使用して利用者の着脱衣を行う場合は、介護労働者が腰を落として、膝を着いて介助するようにします。



● 複数人で介助する:

危険と思われる作業や負担の大きな作業は、2人以上で介助します。

④ トイレ介助

【腰痛の事例・原因】

トイレ介助では、トイレへの誘導、下着の着脱、立ち上がり介助、排泄後の処理などの場面において、「前屈み」、「中腰」、「ひねり」などの不自然な姿勢が生じます。特に、立位保持が困難な利用者を1人で介助する場合は、抱え上げながら下着を下ろして便器に座らせる作業となり、腰部に過度の負担が掛かります。

また、作業空間が狭いため、動作が制限されたり、不自然な姿勢を強いられたり して、作業負担が大きくなります。

【対策】

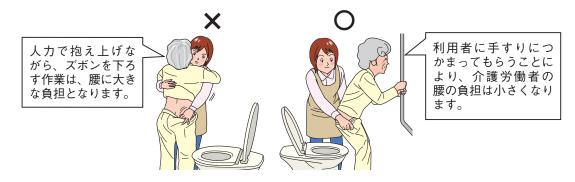
● 福祉用具の使用:

車椅子の利用者がトイレを使用する手段は、極めて限定的にしかありません。 利用者の向きを変えるターンテーブル、立ち上がりを助けるスタンディングマシーン、リフトなどが使用できる場合は、積極的に使用します。



● 手すりの使用:

上肢の力がある利用者には、握りやすい位置に手すりを設置し、その手すりを 握って立位を保持するようお願いします。また、スペースが許せば、利用者がも たれかかることができる支持台を設置するのも有用です。



● 同時に2つ以上の作業はしない:

利用者を立ち上げながら下着を下げるなど、同時に2つ以上のことはしないようにします。

● ポータブルトイレの使用:

トイレが狭く、介助がうまくできない場合は、居室にてポータブルトイレを使用します。ポータブルトイレへの移乗は、「人力で抱え上げる」のではなく、スライディングボードの上にスライディングシートを敷いたり、リフトを使用します。



⑤ おむつ交換

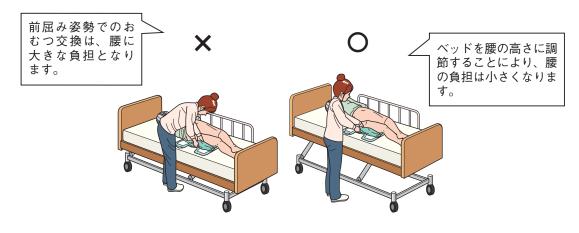
【腰痛の事例・原因】

おむつ交換では、ベッドの高さが低すぎるため、「前屈み」の姿勢で作業することがあります。また、一度に十数人もの利用者のおむつ交換をすることがあり、腰部への負担が大きく、かなりの重労働となっています。

【対策】

● ベッドの高さ調節:

ベッドの高さは、時間がかかっても、介護労働者が腰を曲げなくてすむ高さに 調節して介助します。



● ベッドの上に手や膝を着く:

ベッドの上に手や肘、膝などを着いて、体を支えるようにします。特に、ベッドの昇降機能が無い場合は、「前屈み」ではなく、ベッドに膝を着いて作業します。

前屈み姿勢でのお むつ交換は、腰に 大きな負担となり ます。





ベッド上に手や膝を 着くことにより、腰の 負担は小さくなりま す。

- 2人で介助する:必要に応じて、2人で介助します。
- 小休止や休息を入れる:

複数の利用者のおむつを交換する場合は、連続して行うのではなく、利用者ご とに小休止や休息を入れるようにします。

⑥ 食事介助

【腰痛の事例・原因】

食事介助では、両脇の利用者に対し、腰を「ひねって」右と左の利用者に食事介助をすることがあります。また、ベッド上の利用者に対し、介護労働者が上体を乗り出して介助することもあります。これらの姿勢は、腰に負担となり、首、肩、腕の負担も大きくなります。

【対策】

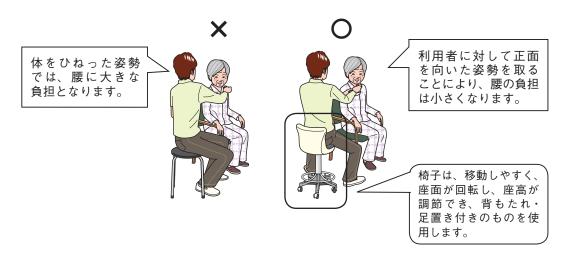
● 座面の高さが調節でき、背もたれのある椅子を使用する:

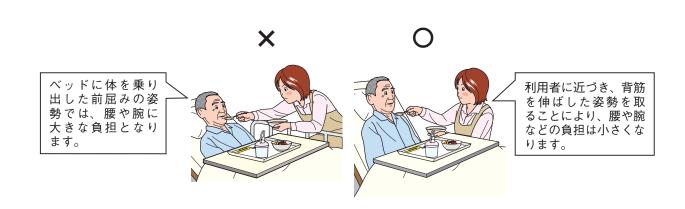
移動しやすく座面が回転し、座面の高さが調節できる背もたれのある椅子を使用します。この椅子を使用すると、体の「ひねり」や「前屈み」が減り、介助姿勢が安定して負担を減らすことができます。

● 「ひねり」姿勢などの不自然な姿勢はとらないようにする:

「ひねり」姿勢になっている場合は、体ごと向きを変え、正面を向いて介助するようにします。また、上体を乗り出した姿勢の場合は、できるだけ利用者に近

づき、必要であれば利用者の座る位置も介護労働者寄りに修正します。





(2) 転倒

介護労働者の転倒災害は、利用者の介助時にバランスを崩して転倒したり、利用者が倒れそうになるのをかばって転倒したりしています。また、介助作業ではない時にも、物につまずいたり、足を滑らせたり、段差につまずいたりして転倒しています。

このようなことから、ここでは、「介助に伴った転倒」と「介助に伴わない転倒」 に分けて紹介します。

① 介助に伴った転倒

ア 立ち上がり介助・起き上がり介助

【転倒の事例・原因】

椅子に座っていた利用者を立ち上がらせる場合に、介護労働者がバランスを崩して転倒したり、利用者を前から抱えて支えながら立たせようとした場合に、バランスを崩して利用者ともども転倒したりしています。

また、居室にて利用者の起き上がり介助をしている時に、利用者が脱力して倒れ込んできたため後方に一緒に転倒したり、食堂にて車椅子から転落している利用者を発見して起こそうとした時に、一緒に転倒したりしています。

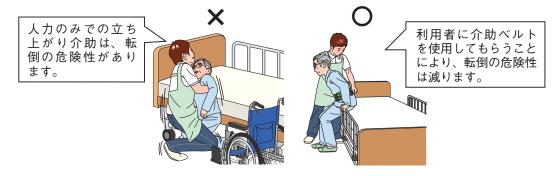
【対策】

転倒者の状態確認:

転倒してしまった利用者を見かけた場合は、すぐに起こすのではなく、まず は打撲や骨折がないかを確認します。

● 手すりや椅子を利用した立ち上がり介助:

自力での立ち上がりが可能な利用者には、無理に人力で介助するのではなく、 手すりや椅子の肘掛けを使用して、利用者のペースで立ち上がらせます。その 際、利用者には介助ベルトを装着してもらい、介護労働者が利用者の腰の部分 を引き上げて、立ち上がりを介助します。



● リフトやスタンディングマシーンを使用した介助:

自力での立ち上がりができない利用者には、介護労働者が力任せに抱え上げるのではなく、リフトやスタンディングマシーンを使用します。福祉用具がない場合は、複数人の介護労働者で介助します。

イ 歩行介助

【転倒の事例・原因】

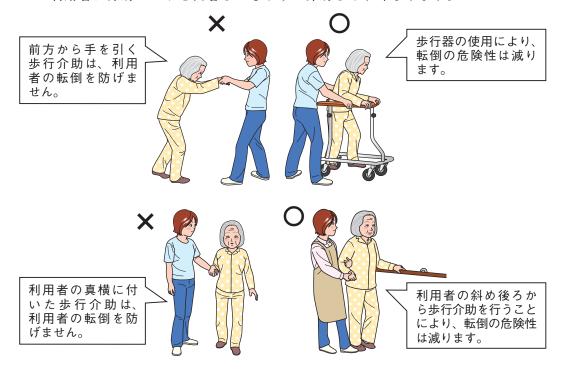
介護労働者が利用者の背中側にまわり後ろから支えていた場合、利用者が後ろ に倒れ込み、利用者と介護労働者が一緒に転倒しています。

また、浴室へ向かう通路にて利用者の前方から手を引いて歩いていた場合、利用者が嫌がるそぶりを見せて介護労働者の方に倒れ込み、利用者と介護労働者が一緒に転倒しています。

【対策】

- 歩行器・杖・手すりの使用: 歩行が不安定な利用者には、歩行器、杖、手すりを使用します。
- 斜め後ろからの介助:

歩行介助では利用者の真横に付いたり、前から手を引いたりするのではなく、 原則、斜め後ろから介助します。壁に手すりが付いている場合は、利用者に手 すりを握ってもらい、介護労働者は利用者の斜め後ろから介助します。その際、 利用者に介助ベルトを装着してもらうと介助しやすくなります。



『欧米諸国における歩行介助中の介護労働者の転倒防止対策の紹介』

欧米諸国では、利用者が歩行中に倒れそうになった場合、介護労働者は利用者を無理

に支えたり持ち上げたりするのではなく、できるだけゆっくりと 地面に滑り下ろすように床に座らせることが推奨されています。

その際、利用者には介助ベルトを必ず装着してもらいます。介護労働者は利用者の斜め後ろから介助ベルトを把持し、利用者が転倒しそうになった時は、一歩離れて介助ベルトを引きながら、ゆっくりと尻もちを着かせるように床に座らせます。

重要なのは、利用者が頭を打って重度の障害にならないこと、 そして介護労働者が一緒に転倒して怪我をしないことです。

日本では、この対策はなかなか受け入れられないと思いますが、 利用者に介助ベルトを装着し、利用者の斜め後ろから介助する方 法は転倒防止対策として有用です。



参考文献:英国腰痛予防協会編,英国王立看護協会協力,加藤光宝監訳,刷新してほしい患者移動の技術,日本看護協会出版会,2003.

ウ 移乗介助

【転倒の事例・原因】

居室にて車椅子からベッドに移乗介助する場合、前方の利用者が介護労働者に 覆いかぶさってきて、そのまま介護労働者の後方に転倒したり、利用者が急に後 方にのけぞったため、倒れないように介護労働者が後方に体重をかけたところ、 利用者が上になる形で転倒したりしています。

また、ベッドから車椅子へ移乗介助する場合、利用者の正面から脇下に手を入れて立位姿勢を取らせていたところ、バランスを崩し利用者と共に床に倒れ込んだり、さらに、ベッドから車椅子へ移乗介助する場合に、介護労働者の足が車椅子に当たり、バランスを崩して利用者と共に転倒したりしています。

【対策】

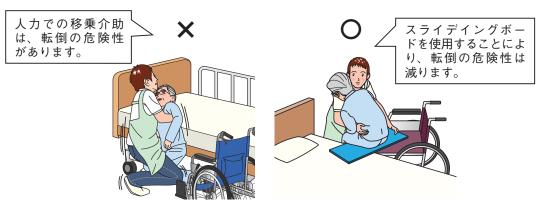
● 「人力での抱え上げ」は行わず、利用者の残存機能を活用:

移乗介助では、「人力での抱え上げ」を行わない介助方法を検討し、利用者 と介護労働者双方にとって負担の小さい介助方法を作業標準とします。

その際、重要なことは、利用者の残存機能の活用と福祉用具の使用です。利用者には介護労働者の体やベッドの手すりなどを握ってもらい、手伝ってもらうようにします。それだけでも、介護労働者の負担は減り、利用者の自立性を促進することで残存機能の維持にも役立ちます。

福祉用具の使用:

利用者が座位姿勢を取れる場合は、スライディングボートやスライディング シートを使用し、介護労働者が抱え上げなければ移乗介助できない利用者には リフトを使用します。



● 複数人での介助:

利用者との体格差が大きい場合やのけぞりなどの急な反応のある利用者を担当する場合は、複数人で介助します。また、この情報を予め介護労働者間で共有するようにします。

エ トイレ介助

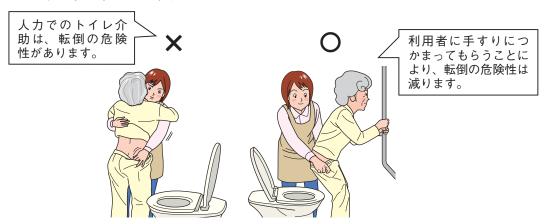
【転倒の事例・原因】

狭いトイレにおいて、利用者が車椅子から便座に移乗し、それに伴って介護労働者が車椅子の反対側へ移動しようとした場合、車椅子のフットレストにつまずき転倒したり、利用者を立ち上げた状態のまま下着を上げ下げしておしりを拭く場合、バランスを崩して共に転倒したりしています。

【対策】

● 手すりや壁を利用して体を支える:

利用者と介護労働者はともに、手すりや壁を利用して体を支えるようにします。 その際、利用者には、介助中の手すりのつかまり方や姿勢を伝え、協力して もらうようにします。



● 同時に2つ以上の作業はしない:

利用者を立ち上げながら下着を下げるなど、同時に2つ以上のことはしないようにします。

● ポータブルトイレの使用:

トイレが狭くて不安定な姿勢を取らざるを得ない場合は、居室にてポータブルトイレを使用します。トイレの空間が広い場合は、スタンディングマシーンやリフトの使用を考えます。



オ 入浴介助

【転倒の事例・原因】

洗身・洗髪中や入浴後の着衣中に、利用者がバランスを崩して倒れそうになったのを支えたり、かばったりして、介護労働者が利用者と一緒に転倒しています。